

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人 奈良県防犯設備士協会
団体所在地	奈良県北葛城郡広陵町三吉 254 番地 14 アクティブ防犯センター内
活動の開始年月	平成 8 年 8 月
法人格	あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成 30 年 7 月 9 日 所轄：奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子 どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体 の連携・支援 26. その他 ( )
主な活動対象地域	奈良県全域
現在の活動内容	○防犯意識啓発チラシを奈良県内警察署及び市町村役場の窓口へ設置してもらい需要者に対し、2000部配布 ○警察署が開催する防犯教室などで、防犯設備設置の促進や、防犯商品の説明を実施している。 R5.10/30 香芝警察署主催 地域安全推進委員対象の防犯講習 R6.2/17 桜井市社会福祉協議会主催の防犯講習会講演予定 ○防犯設備の需要者及び地域住民に対する防犯指導事業を実施し、最近では自治会等で防犯カメラ設置相談が多く、防犯カメラの設置場所の選定から設置にいたるまでのアドバイスや相談を請け負っている。 令和5年4月～10月 15 団体 ○警察等が推進する地域安全活動への協力 R5.10/2 全国地域安全運動奈良県民大会 R5.11/26 防災・防犯フェスタ In 平城京 出展予定 個人会員数 7 人 : 団体会員 10 団体 : 専従職員 0 人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	・平成 23 年度より、奈良県防犯協会からの委嘱で、防犯モデルマンション審査委員を派遣している ・自治会や警察署などが開催する防犯教室にて、防犯建物部品の紹介や設備を使った防犯対策の講演を行っている。 ・奈良市・生駒市・香芝市・御所市・広陵町などの市町村で実施されている防犯カメラ設置補助金事業において、相談窓口となっており、自治会より相談がある。 ・毎年、10月に開催される「奈良県民大会」において防犯展示をしている
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	昨今の犯罪捜査で特に活躍しているのは防犯カメラです。地域のみなさまからカメラについての相談は多く、関心が高い防犯設備といえます。 しかし、奈良県内では適切な防犯設備の普及活動をしている団体は数少ないのが現状です。奈良県内に数多く普及できるように、防犯設備の必要性を地域のみなさまが感じ、安全・安心して生活できるように活動していきたいと思っております。

(様式第3号)

令和5年 11月 8日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名： 特定非営利活動法人

奈良県防犯設備士協会

役 職 名	氏 名	住 所
理事	上田 憲	[Redacted]
理事	池田 勝亮	
理事	福山 幸男	
理事	和田 友香子	
監事	中峯 克之	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。



特定非営利活動法人  
奈良県防犯設備士協会 定款

この写しは、令和3年3月12日認証の原本と相違ありません。

令和3年3月15日

特定非営利活動法人奈良県防犯設備士協会

会長 山尾 克己



# 特定非営利活動法人奈良県防犯設備士協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良県防犯設備士協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県北葛城郡広陵町三吉254番地14 アクティブ防犯センター内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、会員相互の緊密な連携協調及び警察や行政機関等との連携を図り、防犯設備の設置、維持管理に関する広報啓発や防犯に必要な知識の普及等に努めるとともに、警察等が推進する奈良県の地域安全活動に対して安全産業としての特性を生かした参画を図り、地域の安全確保に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 防犯設備の設置及び維持に関する広報啓発及び普及促進事業
  - ② 警察等が推進する地域安全活動への協力事業
  - ③ 防犯に関する連携と広報事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下(法)という。)上の社員とする。



- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体
- (3) 特別会員 学識経験者又はこの法人事業に関係するもので、理事会が推薦した個人及び団体

#### (入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

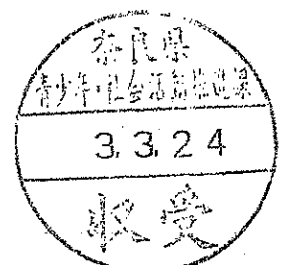
第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下



(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を会長、2人以上3人以下を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁へ報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充する。



なければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 この法人に顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、防犯関連領域の有識者又は本法人の事業に関係のある者の中から、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更



- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

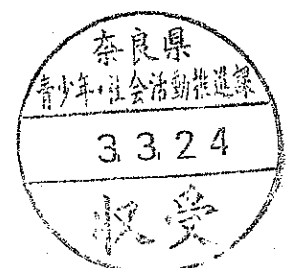
(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定数に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)





第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)



第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押



印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。



(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

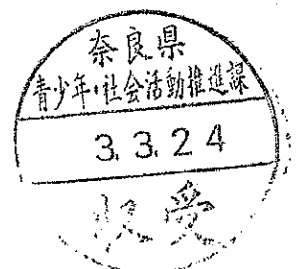
第51条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定



(6) 所轄庁による設立認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長 藤尾敏治  
副会長 長谷川 吉伸  
副会長 福山 幸男  
理 事 和田 友香子  
理 事 大西 宏和  
理 事 中峯 克之  
理 事 中村 博夫  
監 事 山尾 克巳

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2019年6月30日までとする。



4.この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5.この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月31日までとする。

6.この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員団体	10,000 円
正会員個人	0 円
賛助会員、特別会員	0 円

(2) 会費

正会員団体	24,000 円(1年間)
正会員個人	6,000 円(1年間)
賛助会員	1口1万円以上を1口以上
特別会員	0 円



## 令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

特定非営利活動法人奈良県防犯設備士協会

### 1. 事業の成果

今年度も、コロナ禍の影響で防犯啓発活動等は縮小傾向であった。しかし、自治会からの街頭防犯カメラ設置に向けての個別相談は多く、本年度中に設置に至った自治会もあった。3年更新の防犯設備士資格更新講習が今年度より実施。近畿2府4県の防犯設備士協会が連携し主催。同日に防犯展示会や、セミナーも開催し市町村担当者や警察関係者等も来場され盛況に終わった。今年度も9月と来年2月に開催が決定している。

### 2. 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 月日	実施 場所	従事者 の 人数(人)	受益対象者 の範囲及び 人数	支出 額 (千円)
防犯設備の設置及び維持に関する広報啓発及び普及促進事業	自治会や個人の方からの防犯カメラ設置相談を面談・又は電話にて受けたのべ17件  奈良市 6件 橿原市 3件 天理市 3件 生駒市 2件 香芝市 2件	4月～3月	県内	18人	不特定多数	57.5
	昨年制作した防犯パンフレットを制作し各警察署・市町村役場に持参。担当者と同面談も兼ねて協会のPRをした。	4月～3月	県内	3人	不特定多数	

警察等が推進する地域安全活動への協力事業	地域安全運動での防犯機器の展示 ・香芝警察署主催防犯イベントへの参加 ・高田警察署主催 防犯イベントへの参加	6月9日 10月15日	香芝市・大和高田市	4人	不特定多数	58.5
	香芝警察署主催の防犯講習会で、防犯設備についての講演をした	2月	県内	1人	20名	
	警察本部が作成した防犯LINEスタンプで振り込め詐欺防止の啓発活動をした	随時	県内	1人	不特定多数	
防犯に関する連携と広報事業	関西防犯設備(士)協会連合会の防犯設備士更新講習会及び防犯設備セミナー・防犯関連企業の展示会を開催	9/26・2/28	近畿2府4県	4人	150名	89.5
計						205.5

(3) 主な会議等開催日程  
・通常総会



令和4年 5月18日18:00～ ワールドセキュリティーサービス事務所新大宮  
14名 (出席名5名、委任状9名)

・理事会

令和4年 4月18日 19:00～ ZOOMによる会議 出席者4名

令和4年10月14日 18:30～ 五位堂 こよみにて 出席者5名

(オブザーバー1名含む)

・定例会

令和4年12月14日 18:00～ ワールドセキュリティーサービス事務所香芝  
出席者 9名

・関西防犯設備(士)協会連合会 ZOOMによる会議

令和4年 4月11日 19:00～ 出席者10名 (奈良2名)

令和4年 7月 4日 19:00～ 出席者11名 (奈良3名)

令和4年 8月10日 19:00～ 出席者 6名 (奈良1名)

令和4年11月28日 19:00～ 出席者11名 (奈良1名)

令和5年 2月 1日 19:00～ 出席者10名 (奈良3名)

令和5年 2月20日 19:00～ 出席者 9名 (奈良3名)

令和5年 3月27日 19:00～ 出席者10名 (奈良2名)

(4) 令和5年4月1日現在 会員数 19

事業所会員 9

個人会員 6

特別会員 4

# 令和4年（第5期）活動計算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 奈良県防犯設備士協会

自 令和4年 4月 1日 至令和5年 3月31日

## 【経常収益】

### 【受取会費】

正会員受取会費 226,000

### 【事業収益】

普及促進協力金 123,877

### 【その他収益】

受取 利息 12

経常収益 計 349,889

## 【経常費用】

### 【事業費】

会 議 費 0

旅費交通費 22,000

通 信 費 19,000

消 耗 品 費 0

賃 借 料 148,500

広 報 費 6,000

雑 費 10,000

事業費 計 205,500

### 【管理費】

会 議 費 701

旅費交通費 2,000

通 信 費 6,303

消 耗 品 費 0

賃 借 料 49,500

広 報 費 0

雑 費 0

管理費 計 58,504

経常費用 計 264,004

当期経常増減額 85,885

# 令和4年（第5期）活動計算書

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人 奈良県防犯設備士協会

自 令和4年 4月 1日 至令和5年 3月31日

## 【経常外収益】

経常外収益 計

0

## 【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

85,885

当期正味財産増減額

85,885

前期繰越正味財産額

1,460,791

次期繰越正味財産額

1,546,676

# 令和4年（第5期）貸借対照表

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人 奈良県防犯設備士協会

令和5年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
小口 現金	5,434		
南都銀行 普通預金	1,533,322		
現金・預金 計	1,538,756		
(売上債権)			
未 収 金	7,920		
売上債権 計	7,920		
流動資産合計		1,546,676	
資産合計			1,546,676
《負債の部》			
【流動負債】			
流動負債合計		0	
負債合計			0
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産		1,460,791	
当期正味財産増減額		85,885	
正味財産合計			1,546,676
負債及び正味財産合計			1,546,676

# 財 産 目 録

特定非営利活動法人奈良県防犯設備士協会  
全事業所

[税込] (単位:円)  
令和5年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
小口 現金	5,434		
南都銀行 普通預金	1,533,322		
現金・預金 計	<u>1,538,756</u>		
(売上債権)			
未 収 金	7,920		
売上債権 計	<u>7,920</u>		
流動資産合計		<u>1,546,676</u>	
資産合計			<u>1,546,676</u>
			《負債の部》
【流動負債】			
流動負債合計		<u>0</u>	
負債合計			<u>0</u>
正味財産			<u>1,546,676</u>

# 令和4年（第5期） 財務諸表の注記

特定非営利活動法人 奈良県防犯設備士協会

令和5年 3月31日 現在

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正  
NPO法人会計基準協議会）によっています。

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

### (3) 固定資産の減価償却の方法

該当なし

### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

## 2. 事業費の内訳

内訳は、別紙のとおりです。

# 令和4年度（第5期）事業費の内訳

特定非営利活動法人 奈良県防犯設備士協会

令和5年 3月31日 現在

[税込] (単位:円)

会議費	0	0	0	0	0	701	701
旅費交通費	0	4,000	18,000	22,000	2,000	24,000	24,000
通信費	5,000	5,000	9,000	19,000	6,303	25,303	25,303
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0
賃借料	49,500	49,500	49,500	148,500	49,500	198,000	198,000
広報費	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	6,000	6,000
雑費		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
合計	57,500	58,500	89,500	205,500	58,504	262,004	262,004